

# 国際結婚破綻時の親権手続き ハーグ条約加盟 確認

関係閣僚会議

政府は19日午前、国際結婚が破綻した場合の子どもの扱いを定めたハーグ条約に関する関係閣僚会議を開き、同条約に加盟する方針を決めた。20日に閣議了解し、早ければ次の臨時国会で承認を得たい考えだ。菅直人首相は26日から仏ドールで開く主要国首脳会議（サミット）の際に、米国やフランスに加盟方針を伝える見通し。

福山正一郎官房副長官は「福国した妻が連れ去られたり、戻される懸念があることに配慮し、返還を拒否する条件を新たな国内法に盛り込むことも確認した」と述べた。

閣僚会議では、国内外の関係機関との調整窓口となる「中央当局」を外務省内に設置することを決定した。家庭内暴力などが原因で連れ去られた子どもを保護するために日本

れば、裁判所が子どもを元の居住国に返還するよう命じなければならぬ

政府が検討している新法の骨子案では、片方の親が海外の居住国から16歳未満の子どもの日本に連れ去った場合、もう片方の親が申し立てる

と規定した。

そのうえで①子どもが返還申立人から暴力を受けた②子を連れ去った親が申立人から暴力を受けた③子を連れ去った親が元の居住国に帰国できない④返還が子どもに害を与える⑤ことを証明できれば返

もの。主要国で加盟していないのは日本やロシアなど少数。国際結婚をして外国に住む邦人女性が子どもを連れて帰国するケースが相次いでおり、欧米各国は早期加盟を日本に求め

運拒否が可能だとしている。早ければ次の臨時国会に法案提出し、条約承認への環境を整えたい考えだ。

9年に、子どもを返す取戻そうとして未成年者略取容疑で福岡県警に逮捕され、起訴された。返還を求めている米国人が元妻に損害賠償を求めた民事訴訟で、610万ドル（約4億9000万円）の支払いを命じた。この米国人は離婚後の200

返拒否である条件で、返還拒否を定める条件が、どこまで国内法に盛り込むかが焦点となりそうだ。

# ハーグ条約加盟方針

## 子の国外連れ出し規制

政府

国際結婚が破綻した夫婦間の子どもの扱いを定めた「ハーグ条約」について政府は十九日、法務、外務、警察など七府省庁による関係閣僚会議で加盟に向けて国内法整備の作業を進める方針を決定した。二十日に閣議了解する。

菅直人首相は今月下旬にフランスで開かれる主要国(G8)首脳会議で加盟方針を表明する。欧米各国は早期加盟を日本に強く求めており、政府は年内にも条約承認案と関係法案を国会に提出したい考えだ。

条約に加盟すれば、親からの虐待やネグレクト(育児放棄)など子どもに重大な危険が及ぶ場合を除き、いったん子どもを元の在任国に戻して子どもへの親権を決着させることになる。

福山哲郎官房副長官は会議後、加盟方針について「子どもの福祉を第一に考えた。法律がそれを確保できるなら加盟してもいいのでは」という結論に結果として至った」と記者団に述べた。

関係閣僚会議では、関係法案の骨子も確認した。

関係閣僚会議では、関係法案の骨子も確認した。

関係閣僚会議では、関係法案の骨子も確認した。

認。①条約加盟後、外務省に国内外の関係機関との調整や事務を担う組織を新設②子どもを国外に連れ出す理由が配偶者のドメスティックバイオレンス(DV)だったり、連れ出した親が刑事訴追された。外務省に子どもを返還を拒否できる一などが柱。

ハーグ条約加盟をめぐり、日本国内ではDVなどで子どもの福祉が損なわれることを理由に慎重論が多かった。

### 19日 ■ハーグ条約 方針確認

菅政権は19日の関係閣僚会議で、国際結婚が破綻(はたん)した夫婦の子どもの処遇を定めたハーグ条約に加盟する基本方針と、関係国内法に盛り込む内容を確認した。20日に閣議了解する。会議では、子どもの所在を特定し、返還に向けた事務作業を担う「中央当局」を外務省に置くことも決めた。